

2. 指導監督業務の事務・権限の移譲について

(1) 第4次地域主権改革一括法に基づく移譲について

平成26年5月に成立した「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第51号)により介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)の一部が改正されたことに伴って、平成27年4月1日から以下の事務・権限が移譲されたところである。

ア 地方厚生局から都道府県へ移譲された事務・権限

- ・ 市町村(指定都市及び中核市を除く。)が行う介護サービス事業所の指定及び指導監督等に関する指導
- ・ 介護サービス事業所が二以上の都道府県の区域にわたり、かつ、二以下の地方厚生局の区域にわたる介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する監督(介護サービス事業者の主たる事務所の所在する都道府県へ移譲)

イ 都道府県から指定都市へ移譲された事務・権限

- ・ 介護サービス事業所が一の指定都市の区域内にある介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する監督

市町村(指定都市及び中核市を除く)が行う介護サービス事業所の指定及び指導監督等事務に対する事務指導を実施していない自治体におかれては、早急に取り組むようお願いする。

また、業務管理体制の届出については引き続き新規指定申請時、指定更新時や集団指導等、事業者と接する機会を捉えて、新たな制度の周知・適切な届出先の教示を行うなど、届出受理業務に遺漏のないようお願いする。

さらに、届出を受けた際には他の自治体による届出先の把握のためにも速やかに業務管理体制データ管理システムに入力し、情報共有に努められたい。

(2)「地域密着型通所介護」の創設に基づく移譲について

平成26年6月に成立した「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」（平成26年法律第83号）により、平成28年4月から利用定員18人以下の小規模な通所介護事業所が「地域密着型通所介護」として地域密着型サービスに移行し、市町村が指定及び指導監督を行うこととなる。都道府県におかれては、円滑な事務の引き継ぎのほか、市町村が行うこととなる指導監督に過度なばらつきが生じることのないよう、適切に助言をして頂くようお願いする。また、業務管理体制の届出先が市町村へ変更となる事業者に対して、適切に所管変更を行っていただくよう、併せてお願いする。